

厚岸町告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次に掲げる者を厚岸町ふるさと納税に係る指定公金事務取扱者として徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

厚岸町長 三浦克宏



1 指定公金事務取扱者の住所及び名称

- (1) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- (2) 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
- (3) 東京都世田谷区玉川1丁目14番地1号 楽天クリームゾンハウス
楽天グループ株式会社
- (4) 東京都渋谷区桜丘町22-14
株式会社アイモバイル
- (5) 東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社JALUX
- (6) 東京都中央区日本橋2-14-1
ANAあきんど株式会社
- (7) 東京都千代田区幸町2丁目2番3号
株式会社ユニメディア
- (8) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿4階
株式会社JR東日本ネットステーション
- (9) 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号 KDDIビル
KDDI株式会社
- (10) 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社

(11) 東京都目黒区下目黒1丁目8-1

アマゾンジャパン合同会社

(12) 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー6階

株式会社ウィルズ

2 指定公金事務取扱者に委託した歳入

厚岸町ふるさと納税（インターネットを利用して徴収するものに限る。）

3 指定した日

令和8年4月1日